

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

江南市立北部学校給食センター給食調理業務委託について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和3年10月6日

江南市長 澤田 和延

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名

江南市立北部学校給食センター給食調理業務委託

#### (2) 業務目的

この業務は、江南市立北部学校給食センター給食調理業務を委託するに当たり、安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、最新の知識と技術及び豊富な経験に基づく企画提案を複数の業者から受け、江南市の審査基準により審査した上で、優れた優先交渉権者を選定することを目的とする。

#### (3) 業務内容

給食全般管理、食材料管理、調理業務管理、洗浄業務管理、施設等管理、安全衛生管理、研修等その他

#### (4) 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

### 2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者が、本件プロポーザルに参加できる。

なお、基準日については、参加意思表明書（誓約書）の提出日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人格を有し、本委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有しており、仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (3) 学校給食（学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の調理業務について、これまでに1日3,500食以上の学校給食調理施設（共同調理場）での委託実績を東海地区（愛知県・岐阜県・三重県）で3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理業務を

行っている者であること。

- (4) 過去5年間に於いて、本社・支社・支店又は営業所等を含め、学校給食調理業務に於いて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受ける等の重大な食品に係る事故を起こしたことがない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本委託の遂行に際し、仕様書に定める業務責任者等の専門的な資格等がある従事者を専任職員として配置できるだけの人員を確保している者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 江南市暴力団排除条例（平成24年江南市条例第17号）第6条の規定に基づく措置等を受けていない者であること。
- (9) 本委託について、令和2・3年度江南市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。また、入札参加資格停止及び回避を受けていない者であること。
- (10) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、支払限度額が1事故当たり1億円以上の生産物賠償責任保険等の損害賠償制度に加入している者であること。
- (11) 本委託の実施に当たり、江南市との連絡調整や打合せ等に、迅速かつ的確に対応できるよう、愛知県内に本社、支社、支店、又は営業所のいずれかを構え、運営管理拠点としての機能を有している者であること。
- (12) 本委託の履行を担保するため、契約時に前各号の要件を満たす代行保証人を確保することができる者であること。

### 3. 選考方法

上記「2. 参加資格」を満たしているプロポーザル参加者により、公募型プロポーザル実施要綱及び業務委託仕様書等に基づき提出された書類等の第一次審査（書面審査）・第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、その内容を江南市立北部学校給食センター給食調理業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行います。

### 4. 手続き等

- (1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）  
江南市立北部学校給食センター（教育部学校給食課）  
〒483-8061 愛知県江南市高屋町清水 32 番地  
電話番号: 0587-54-1111（内線 249） 0587-55-1846（直通）

FAX 番号：0587-55-1867

E-mail：n-kyushoku@city.konan.lg.jp

(2) 実施要綱等の配布

実施要綱その他の資料の配布については、次のとおりとします。

ア 配布期間

令和3年10月6日（水）から令和3年10月27日（水）まで

イ 配布場所

江南市ホームページ

(<https://www.city.konan.lg.jp/jigyou/proposal/1010288.html>)

からダウンロードしてください。

ウ 配布する書類

実施要綱、仕様書、参加意思表明書等各種様式、衛生管理・作業マニュアル

(3) 実施要綱、仕様書等に関する質問・応答

ア 実施要綱、仕様書等に関して質問することができる者は、上記「2. 参加資格」を満たしている者としてします。

イ 提出方法

質問書（様式第7）に質問内容を簡潔に記載し、E-mail または郵便にて提出すること。

メールの件名は「調理委託 プロポーザル質問（会社名）」としてください。

ウ 提出期限

令和3年10月14日（木） 午後5時まで

提出期限以降の質問は、一切受け付けません。

エ 提出先

上記「(1) 担当課」に同じ。

オ 回答方法

令和3年10月20日(水)までに江南市ホームページに質問と回答を掲示します。

(4) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出してください。

ア 参加意思表明書（誓約書）（様式第1） 正本1部

イ 会社概要説明書（様式第2） 正本1部

ウ 従事者の配置計画（様式第3） 正本1部

エ 学校給食調理業務の受託実績（様式第4） 正本1部

オ 見積書（様式第5） 正本1部

カ 提案書（作成方法は実施要綱を参照） 正本1部、副本12部

※提出書類の詳細は、実施要綱に従い、上記書類を提出してください。

(5) 提出場所

上記「(1) 担当課」に同じ。

(6) 提出方法及び期限

ア 持参による提出 令和3年10月27日(水)午後5時まで

イ 郵送による提出 令和3年10月27日(水)必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 5. 審査の結果通知

ア 第一次審査結果

第一次審査の結果は、参加者に通知する。第二次審査対象者には、第二次審査の日時及び会場の詳細を併せて通知する。

通知時期 令和3年11月上旬～中旬

イ 第二次審査結果

第二次審査の結果は、第二次審査対象者すべてに文書で通知する。

通知時期 令和3年12月上旬～中旬

## 6. その他

(1) 失格となる提案書

提案書が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

なお、失格となった場合は、別途通知します。

ア このプロポーザルの審査委員又は事務局等関係者に、このプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

イ 参加意思表明書(誓約書)(様式第1)の提出後、契約締結までの期間に本実施要綱3の参加資格要件を失った場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査委員が経営又は運営に直接関与している事実が認められた場合

オ 複数の提案をした場合

カ 指定した日時に第二次審査を受けなかった場合

キ この要綱に定める規定を遵守しない場合

ク 選考に当たり公正性を害する行為若しくは著しく信義に反する行為があった場合

ケ 提出期限内に提出すべき書類を提出しなかったとき

(2) その他

ア 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。

イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

ウ 提出されたすべての書類は、返却しません。

- エ 企画提案書の内容は、当該提出者の許可なく使用しません。ただし、当市がこのプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、当該提出者の承諾を得ずに無償で使用できるものとします。
- オ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- カ 審査の段階で提出された企画提案書等の内容について、質問する場合があります。

## **7. その他の留意事項**

詳細は、実施要綱、仕様書等によります。